**大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」**

**デザイン使用取扱要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認の申請等）

第２条　デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認申請書（様式第１号）」を大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課（以下「感染症対策企画課」という。）へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 大阪府内の地方公共団体が使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

（使用承認）

第３条　知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

(2) 大阪府の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(3) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。

 (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。

(5) その他、知事がデザインの使用について不適当と認めるとき。

２　前項の承認は、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用(変更)承認書（様式第２号）」をもって行うものとする。

３　知事は、第１項の規定による承認をしたときは、当該申請を行った者に対し、デザインのデータを提供するものとする。なお、データの提供を受けた者は、使用目的の終了後、自己の責任において、そのデータを消去しなければならない。

（使用料）

第４条　使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第５条　データの使用期間は、使用承認の期間内とする。ただし、この期間は、申請をした年度の３月31日までとする。年度を越えて使用を希望する場合は、翌年度４月１日に改めて、申請をしなければならない。

（使用上の遵守事項）

第６条　デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められた色、形等を正しく使用し、改変しないこと。

(4) 使用する事業等において、営利を目的としないこと。

（承認内容の変更の申請）

第７条　デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認変更申請書（様式第３号）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用（変更）承認書（様式第２号）」をもって行う。

３　変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用承認の辞退）

第８条　デザインの使用承認を受けた者が、承認後、デザインの使用について辞退する場合は、承認日、承認番号及び辞退理由を添えて知事へ提出（様式任意）すること。

（承認の取消し）

第９条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。

　（1）この要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき。

　（2）偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

２　前項の承認の取消しは、「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認取消書（様式第４号）」をもって行う。

（責任の制限）

第10条　前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

２　デザインの使用承認を受けた者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（実績報告の提出）

第11条　デザインを使用する者は、使用目的が終了したときは、承認に係る物品等の完成品及びその使用実績に関する「大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用実績報告書（様式５号）」を速やかに感染症対策企画課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（所管する課）

第12条　この要綱に基づくデザインの使用承認に係る事務は、感染症対策企画課において処理するものとする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月17日より施行する。

　附則

この要綱は、平成26年４月１日より施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

様式第１号（第２条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認申請書

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　　　　　　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　氏　名　 　　　　　　　　印

　 （名称及び代表者名）

下記により、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

１使用希望デザイン

２使用目的

３使用方法

４使用期間

　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

５連絡先

　(1) 担当者氏名

 (2) 電話番号

(3) デザイン送付先メールアドレス

６添付書類

様式第２号（第３条、第７条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用（変更）

承認書

令和　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　　様

大阪府知事

令和　年　月　日付けに申請のあった、「マウテ君」デザインの使用（変更）につきまして、下記のとおり承認します。

記

１承認内容

（１）「マウテ君」デザイン使用（変更）承認申請書の申請どおりに使用すること。

（２）大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用取扱要綱の内容を遵守すること。

２承認番号

　　　　　　　　　　号

様式第３号（第７条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用変更申請書

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　　　　　　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　氏　名　 　　　　　　　　印

　 （名称及び代表者名）

令和　　年　　月　　日付け承認番号　　　　号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第４号（第９条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用承認取消書

令和　　年　　月　　日

（申請者）　　　　　　様

大阪府知事

令和　年　月　日付け承認番号　　　　号で承認した「マウテ君」デザインの使用（変更）につきまして、下記のとおり承認を取り消します。

記

１取消理由

様式第５号（第１１条関係）

大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクター「マウテ君」デザイン使用実績報告書

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　　　　　　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　氏　名　 　　　　　　　　印

　 （名称及び代表者名）

下記のとおり、大阪府インフルエンザ対策マスコットキャラクターを使用したので報告します。

記

１使用方法（該当する番号に○をつけること。）

　(1)ポスター・チラシ作成

　(2)雑誌掲載　　　　（雑誌名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(3)グッズ作成　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　(4)ホームページ掲載（ホームページアドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２数量（１(1)～(3)の場合）

３配布先（１(1)～(3)の場合）

４使用期間

　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

５添付書類